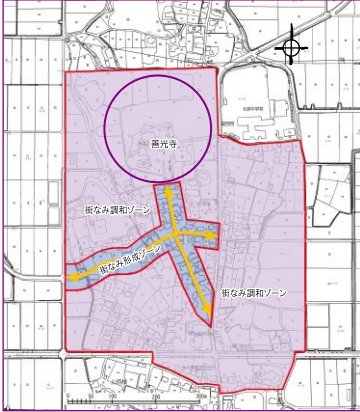


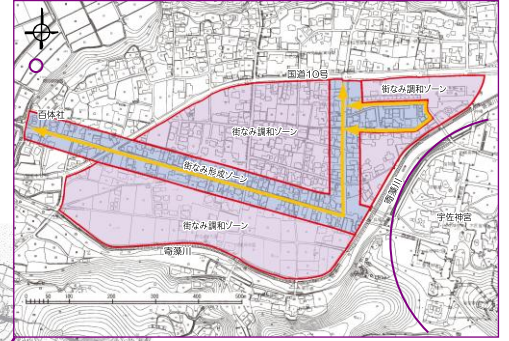
個別指針区域における行為の制限

■個別指針区域

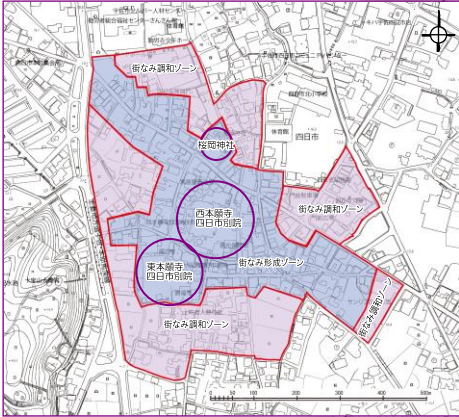
善光寺地区



宇佐勅使街道地区

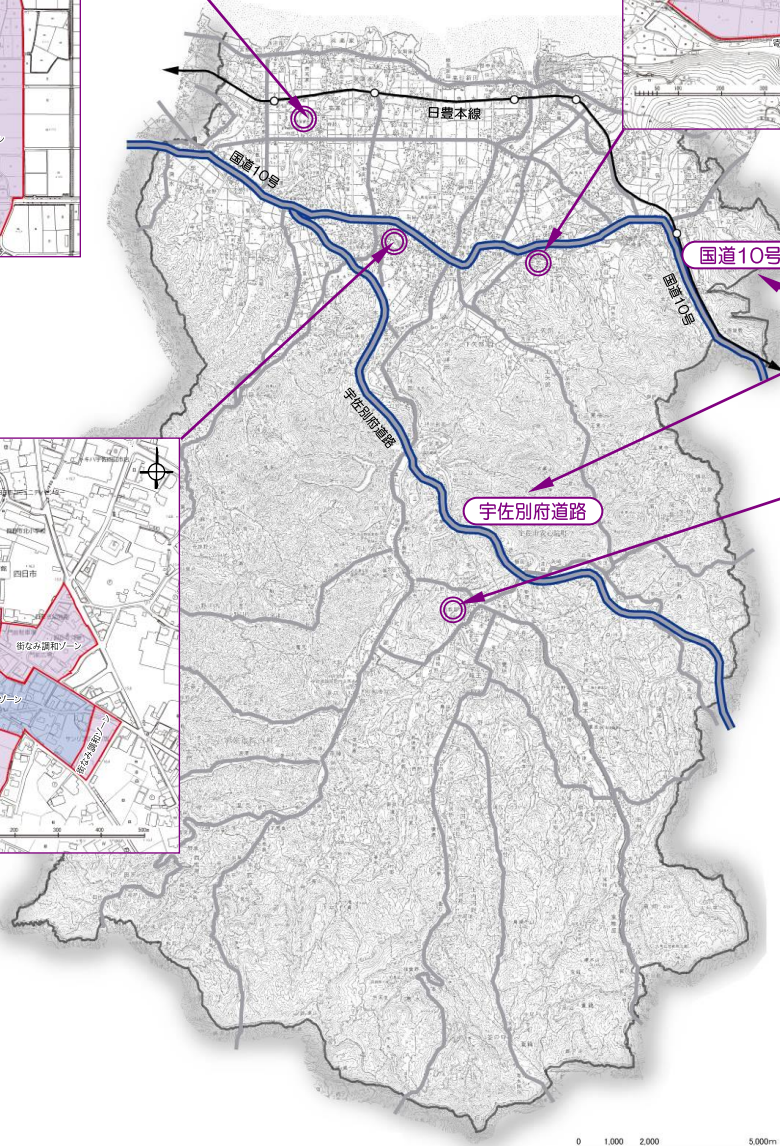
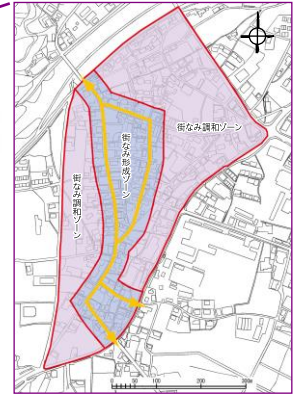


四日市駅前地区



特別沿道地区

下毛・折敷田地区

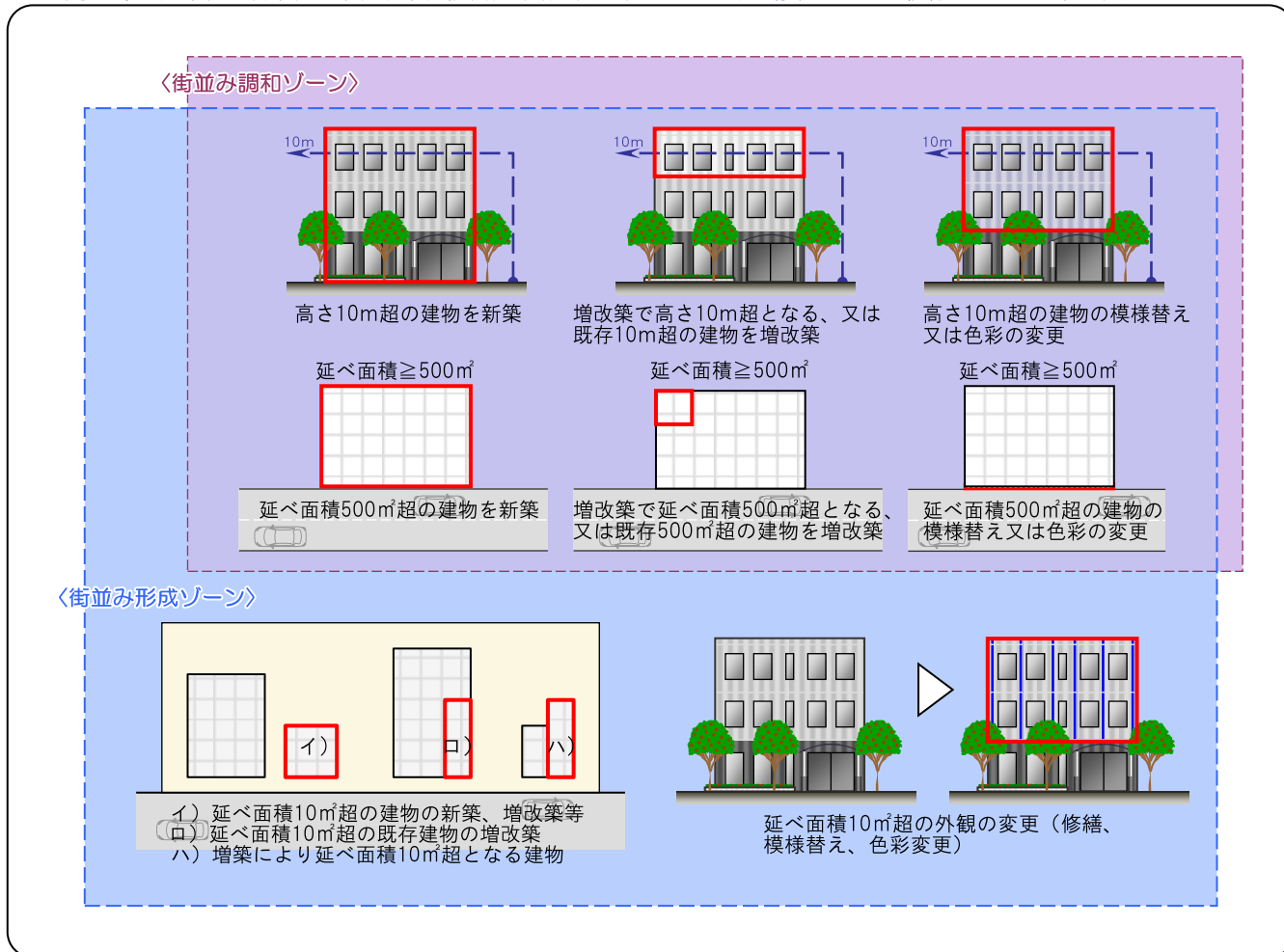


■届出対象行為

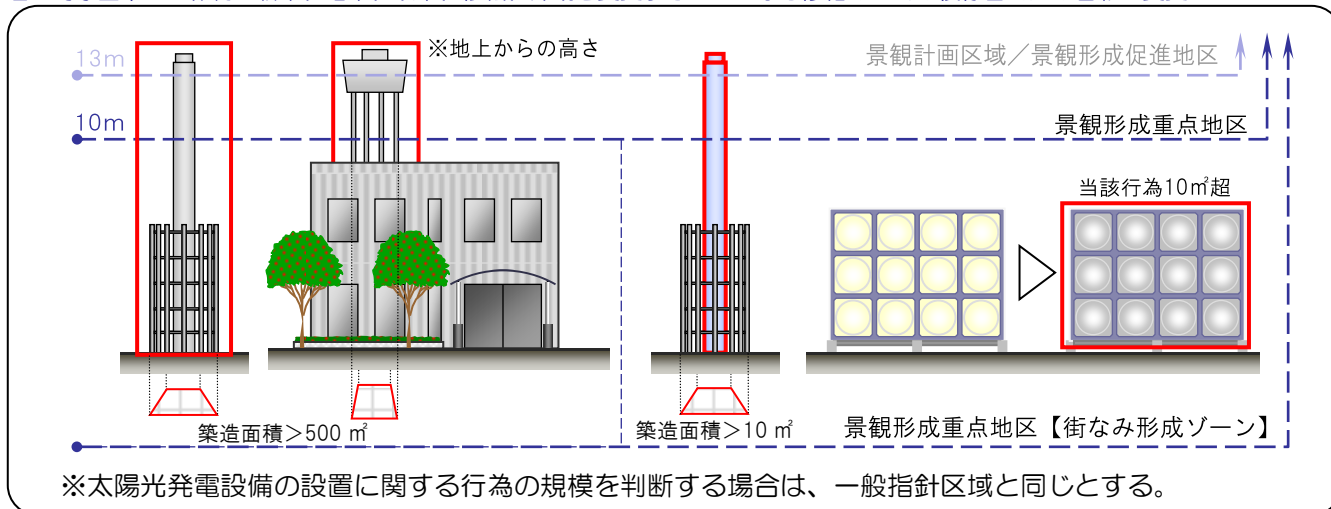
届出行為の種類	街なみ調和ゾーン	街なみ形成ゾーン	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10m超又は延べ面積500㎡超	延べ面積10㎡超	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為の面積が10㎡超
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10m超又は築造面積500㎡超	高さ10m超 又は築造面積10㎡超	
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積3,000㎡超		
土石の採取又は鉱物の掘採	採取面積3,000㎡超または高さ5m以上		
土地の区画形質の変更	区域面積3,000㎡超(ただし、既存の建築物等の管理のために必要なものは除く)		
木竹の伐採	伐採面積1,000㎡超(間伐・下刈等の維持管理のための行為を除く。)		
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	堆積期間が90日以上を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が500㎡(特別沿道地区については100㎡)以上または堆積の高さが高さ4m(特別沿道地区については2m)以上		

注) 太陽光発電設備の設置については、太陽光パネルの合計面積、又は太陽光パネルの最上部から最下部(地盤面)までの高さ(高低差)により判断します。

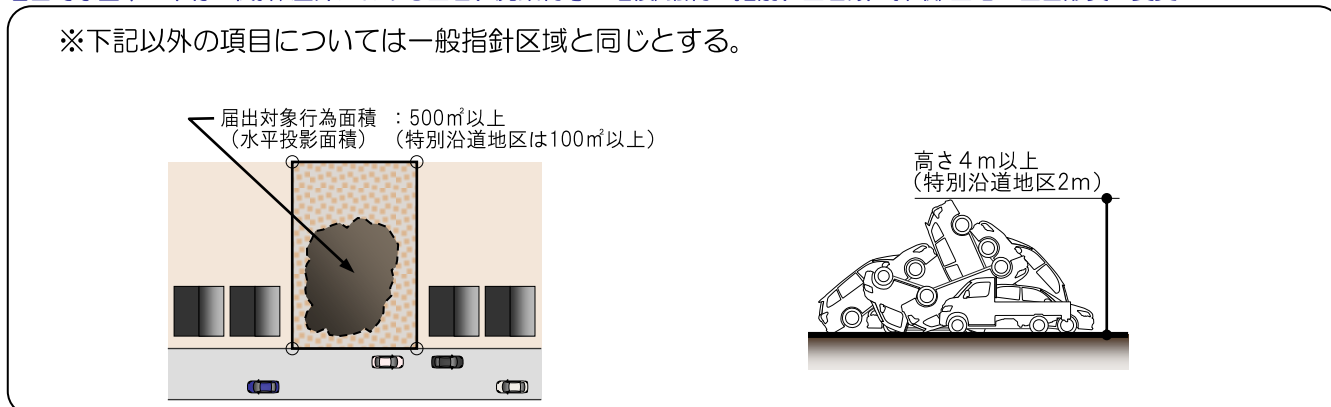
届出対象基準 ■ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更



届出対象基準 ■ 工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更



届出対象基準 ■ 木竹の伐採/屋外における土石、廃棄物等の堆積/鉱物の掘削、土石類の採取/土地の区画形質の変更



■四日市門前景観形成重点地区

大屋根の瓦が背後の山並みと空に映える東本願寺・西本願寺四日市別院とその門前に軒を連ねる歴史的、伝統的な景観特性を受け継ぎ、四日市地区まちづくりの取り組みを継承しながら、落ち着いた和の意匠を基調とした、時代の蓄積が感じられる都市空間の創出を目指す。

街なみ形成ゾーン： 四日市地区まちづくり協定の「伝統的な街なみ保全整備ゾーン」と「歴史的な街なみ修景ゾーン」については、四日市別院等の歴史文化資源とともに、地域の伝統的・歴史的な街並みを形成するゾーンとして位置づける。

街なみ調和ゾーン： 四日市地区まちづくり協定の「景観形成ゾーン」と「新しい街なみ創造ゾーン」については、歴史文化資源やその周辺の街並みと調和しつつ、四日市門前の雰囲気と配慮しつつ、宇佐市中心市街地の玄関口にふさわしい街並みを創造するゾーンとして位置づける。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	○通りに面する建築物の壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃えることを原則とする。やむを得ず後退させる場合は、門塀等により街並みの連続性を損なわないようにする。	
高さ	○低層戸建てを原則とし、東西別院を中心とする瓦の風景を著しく阻害する構造及び高さは避ける。	○東本願寺・西本願寺四日市別院の本堂より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮する。
形態・意匠	○地域の伝統的様式を原則とする。 ○勾配屋根を原則とし、歴史的環境、瓦の風景を損なわないものとする。 ○屋根勾配及び軒高は、周囲の建築物と調和するように配慮する。	○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○2階建て以下の建築物については、木造和風を原則とする。 ○屋根は極力勾配屋根とし、周囲の建築物と調和するように配慮する。
色彩	○周囲の街並み環境との調和に配慮し、著しく阻害する色彩は避ける。 ○外壁の色は、赤、黄色、青、緑などの原色は避け、歴史的環境と調和する色彩（色相、明度、彩度）とする。 ○屋根及び庇は、灰黒色、ねすみ色系の瓦葺きを原則とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。	
素材	○壁面及び窓等は、伝統的様式を基本とし材質感のあるものを用いる。やむを得ず他の材質を用いる場合は、街並みの連続性を損なわないように配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合は、必要最低限とする。	○金属板やガラス等の光沢性のある素材は、原則として大きな面積に用いない。やむを得ない場合は、周辺環境との調和に配慮する。
設備・付帯施設	○歴史的環境、瓦の風景を著しく阻害する建築設備の設定は避ける。 ○空調機等の建築設備は、通りから見えないように設置する。やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し歴史的環境を阻害しないようにする。	○通りから見えないように設置する。やむを得ない場合は、街並みを阻害しないように設置する。
敷地の緑化	○敷地内は、建築物等の圧迫感を和らげるよう、できる限り緑化に努める。 ○樹姿の優れた樹木がある場合は、積極的に修景に活かすよう配慮する。	
門扉、柵、塀	○原則として通り沿いには生垣を設置しない。但し、街並み環境を損なわず、うるおいや魅力を高める場合は、この限りではない。	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○麓の風景との調和に配慮し、主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

■宇佐勅使街道景観形成重点地区

宇佐神宮と周囲を覆う森が醸し出す豊かな雰囲気、およびこの地域に集積する神仏習合の歴史遺産と継承されてきた伝統を活かすため、勅使街道を軸とした周辺エリア一帯に、歴史と緑が調和した景観形成を図ることを目指す。

街なみ形成ゾーン： 勅使街道（特定道路）の道路端から30mの沿道については、宇佐神宮に関連する街道筋の伝統的・歴史的な街並みを形成するゾーンとして位置づける。

街なみ調和ゾーン： 特定道路の沿道（道路端から30m）を除く神宮周辺の市街地については、歴史文化資源やその周辺の街並みと調和させるゾーンとして位置づける。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○街並みの調和に配慮し、周囲の建築物と配置の連続性に努める。 ○周囲の建築物に対して圧迫感を与えないように配慮する。 ○道路に面する部分については、できるだけ建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。 ○建築物等が道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生垣等を施し、街並みの連続性の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○勅使街道沿いの建築物の外壁や軒先の位置は、宇佐神宮への見通しに十分に配慮する。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○低層戸建てを原則とし、宇佐神宮と周囲の森や御許山の稜線を阻害する構造及び高さは避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○宇佐神宮門前のイメージにそぐわない高さは避け、宇佐神宮と周囲の森や背後の山並みに配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の街並みや御許山など背後の自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。 ○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○周辺建築物と屋根の形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。 ○地域の伝統的な様式に配慮した素材の活用に努める。 	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した意匠とする。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、道路等から直接見えない位置に配置するよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設ける。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> ○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周囲の街並みとの調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周囲の街並みとの調和に配慮する。 	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○宇佐神宮と周囲の森や御許山の稜線を阻害する構造及び高さは避ける。 ○周囲の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。

敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。
-------	--

■下毛・折敷田景観形成重点地区

<p>周囲を山々に囲まれた盆地特有の風景と鏝絵の文化を継承するまちの雰囲気を守り、地域文化の調和する暮らしを感じさせる景観形成を図ることを目指す。</p> <p>街なみ形成ゾーン： 鏝絵が集積する特定道路の道路端から 30mの沿道においては、鏝絵とともに地域特有の街並みを形成するゾーンとして位置づける。</p> <p>街なみ調和ゾーン： その他の区域については、安心院地域の旧集落の雰囲気を生かした街並みを維持するゾーンとして位置づける。</p>
--

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	○街並みの調和に配慮し、周囲の建築物と配置の連続性に努める。 ○周囲の建築物や道路等の空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 ○道路に面する部分については、できる限り建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。やむを得ず外壁位置が揃わない場合は、隣接する建築物と調和した塀を施し、街並みの連続性の確保に努める。	
高さ	○盆地の周囲の山並みや緑を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。	
形態・意匠	○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。 ○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○周辺建築物の屋根と形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。 ○勾配屋根を原則とし、鏝絵の街並みの風景を損なわないものとする。	
色彩	○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。	
素材	○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。 ○外壁には鏝絵が馴染む漆喰やそれを模した素材の活用に努める。	
設備・付帯施設	○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した意匠とする。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、できる限り直接目立たない位置に配置するよう工夫する。	
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 ○通りに面した樹木は適度に剪定し、建築物のファサードが見通せるよう努める。	
門扉、柵、塀	○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○盆地の周囲の山並みや緑を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。 ○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

■善光寺景観形成重点地区

善光寺門前の雰囲気を守り、また、宇佐神宮に続く街道筋の往年の面影を活かし、地域特有の暮らしが醸す落ち着いた景観の形成を図ることを目指す。

街なみ形成ゾーン： 下時枝今津停車場線、芝原善光寺参道（特定道路）の道路端から 30mの沿道においては、人々が芝原善光寺や宇佐神宮参拝に往来した当時の面影を活かし、街道筋の街並みを形成するゾーンとして位置づける。

街なみ調和ゾーン： その他の区域（下時枝今津停車場線、善光寺参道から 30mの沿道以外）については、芝原善光寺と調和した旧集落の雰囲気を活かし、落ち着いた街並みを維持するゾーンとして位置づける。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	建築物	
	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○街並みの調和に配慮し、周囲の建築物と配置の連続性に努める。 ○周囲の建築物や道路等の空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○道路に面する部分については、できる限り建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。やむを得ず外壁位置が揃わない場合は、隣接する建築物と調和した塀を施し、街並みの連続性の確保に努める。 	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○広々とした田園と開けた空で構成された風景を建物の高さが阻害しないよう配慮する。 ○宇佐平野の背後に連なる山並みの稜線など遠景を阻害しないよう、眺望に配慮する。 ○善光寺本堂の大屋根に配慮した高さに努める。 	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。 ○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○周辺建築物の屋根と形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。 ○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○下時枝今津停車場線や芝原善光寺参道に対し、平入り屋根とし、街並みの連続性に配慮する。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。 	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した意匠とする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、道路等から直接見えない位置に配置するよう工夫する。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、目立たない位置に設ける。やむを得ない場合は、格子やルーバーで覆うなど修景措置を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、道路等からできるだけ直接見えない位置に配置するよう工夫する。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設ける。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> ○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。 	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目		
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。 	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。 	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。 	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 	

■特別沿道地区

車や歩行者などの移動する視点からみた沿道の景観が、その背後の景観と調和するよう、幹線道路の沿道に対し、適正な景観形成誘導を図る。

街なみ形成ゾーン： —

街なみ調和ゾーン： 沿道環境美化地区に指定されてきた宇佐別府道路の道路区域から20m、並びに国道10号の道路端から20mの範囲の沿道の土地を街並み調和ゾーンに位置づける（※宇佐勅使街道地区との重複区域は除く。）。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

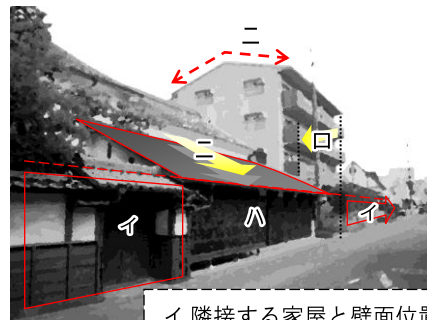
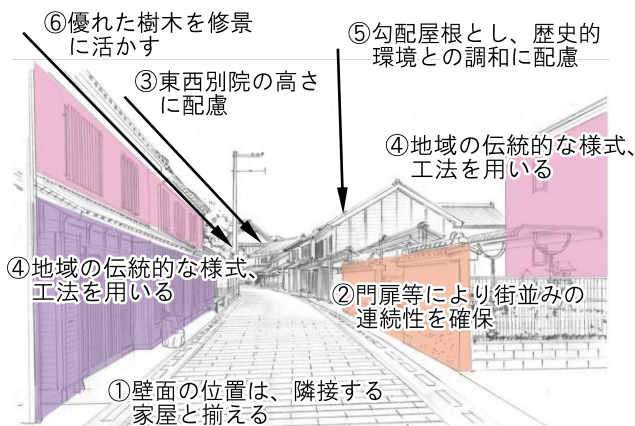
項目	建築物
配置	○都市部の区間では、街並みとの調和や連続性に配慮した配置とし、道路空間に対しても圧迫感を与えないよう配慮する。 ○山間部や田園集落地内の区間の沿道においては、道路境界線からできる限り離れた位置に建てるなど、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮する。
高さ	○都市部の区間では、広々とした田園や盆地、谷間などの地形と開けた空で構成された宇佐市の風景を建物の高さが阻害しないよう配慮する。 ○山間部や田園集落地内の区間では、広々とした空と一体となった田園や山並みの稜線を建物の高さが阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。
形態・意匠	○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインを原則とする。
色彩	○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。ただし、太陽電池モジュールなどの環境に配慮した機器・機材を設置する場合は、この限りではない。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。
素材	○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。
設備・付帯施設	○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器室等は、できる限り目立たない位置に配置する。
敷地の緑化	○都市部の区間の沿道では、玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 ○田園集落地内の区間では、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○山間部の区間において植栽を行う場合は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。
門扉、柵、塀	○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○道路からの景観（沿道景観）と道路空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

四日市門前地区

形態意匠誘導	対応例（チェックポイント）
① 壁面の位置は、隣接する家屋と揃える。	□前面道路に対する1階の壁面、軒先などの位置の連続性を保つ。
② 門扉等により街並みの連続性を確保	□前面道路から後退して建築している建築物、工作物については、隣接する家屋の壁面位置に合わせ門扉等を設ける。
③ 東西別院の高さに配慮	□東西別院（本堂）への見通しを確保する。
④ 地域の伝統的な様式、工法を用いる。	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いる。 □木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、形態・意匠的な配慮をおこなう。 □外壁は、漆喰調仕上げ、または板張りとする。
⑤ 勾配屋根とし、歴史的環境との調和に配慮	□日本瓦葺きの勾配屋根とする。 □通りに対して平入りとする。 □陸屋根の場合の修景上の配慮をおこなう。
⑥ 優れた樹木を修景に活かす。	□街並みに配慮した植樹をおこなう。

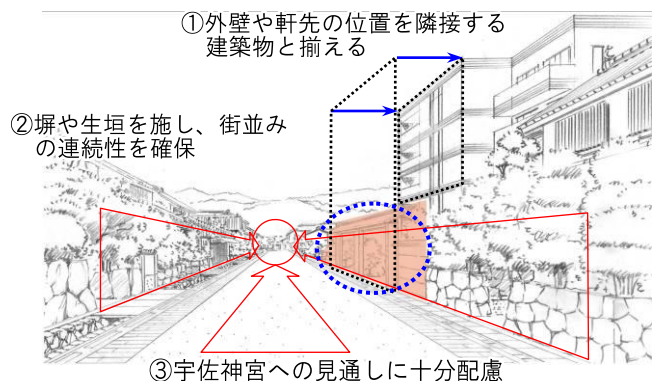
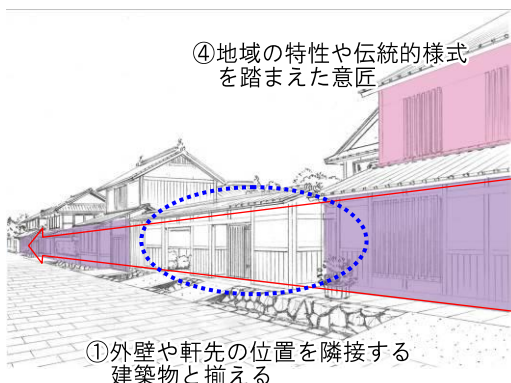


- イ 隣接する家屋と壁面位置を揃える。
(通りに面した1階部分の位置を合わせる)
- 東西別院本堂より高い建物は極力避ける。
(高さのある建物は通りから後退させる)
- ハ 地域の伝統的な様式に基づく形態・意匠、素材
- ニ 極力勾配屋根とする。
(1階屋根は通りに対し平入りを基本)

※四日市地区は、「四日市地区まちづくり協定書」で定める建築物等の整備に関する基準に従う。

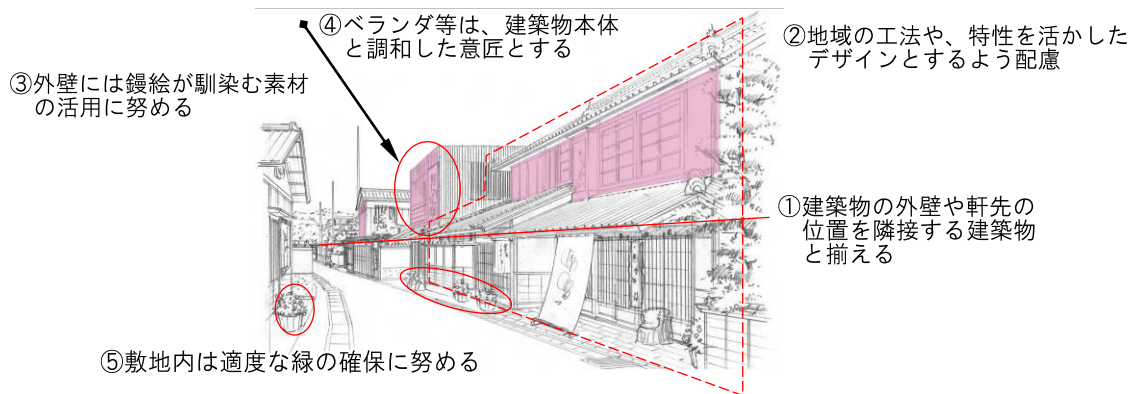
宇佐勅使街道地区

形態意匠誘導	対応例（チェックポイント）
① 外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える	□前面道路に対し、1階の壁面、軒先の位置の連続性を確保する。 □前面道路に対し、塀等で敷地を区分する場合は、隣接する家屋の壁面や塀の位置に合わせ塀や生垣を設ける。
② 塀や生垣を施し、街並みの連続性を確保	□土塀、石垣、生垣が連続している場合は、その地域特性に合わせる。
③ 宇佐神宮への見通しに十分配慮	□勅使街道沿いで3階建て以上の建物を建てる場合は、道路からセットバックして建てるなど、宇佐神宮の背後の森や御許山が望めるよう努める。
④ 地域の特性や伝統的様式を踏まえた意匠	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いるか、木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、木造軸組構法をイメージするなど形態・意匠的な配慮を行う。 □日本瓦葺きの勾配屋根とする。



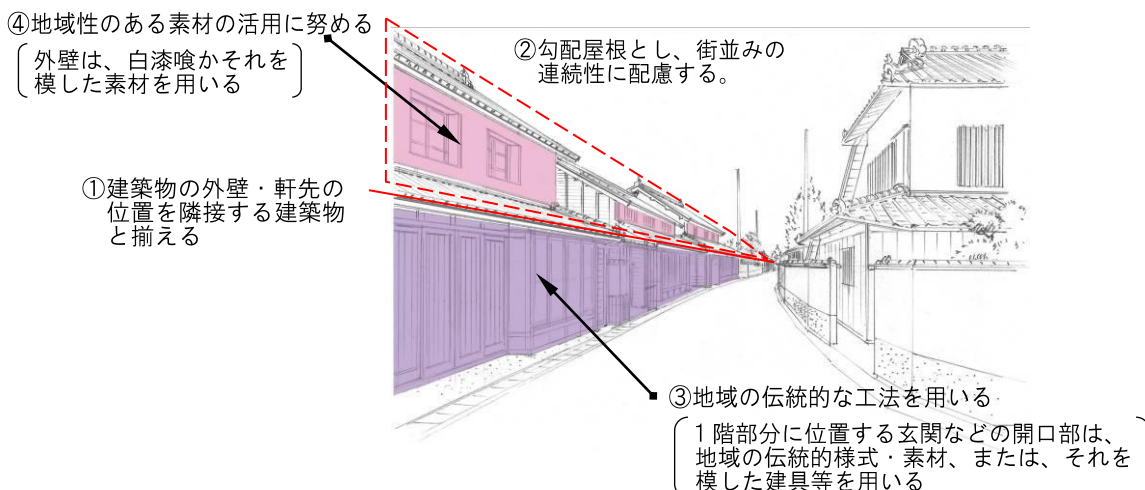
下毛・折敷田地区

誘導指針	対応例（チェックポイント）
① 建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。	□前面道路に対し、1階の壁面、軒先の位置の連続性を確保する。 □前面道路に対し、塀等で敷地を区分する場合は、隣接する家屋の壁面や塀の位置に合わせて塀や生垣を設ける。
② 地域の工法や、特性を活かしたデザインとするよう配慮	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いる。 □木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、形態・意匠的な配慮をおこなう。
③ 外壁には鏝絵が馴染む素材の活用に努める。	□外壁は、漆喰調仕上げとするか、鏝絵が施せる素材を使用する。
④ ベランダ等は、建築物本体と調和した意匠とする。	□ベランダなどの附帯施設は、建築物本体と意匠・素材の一体化に努める。
⑤ 敷地内は適度な緑の確保に努める。	□玄関先、軒先などのスペースを活用して、鉢植えなどの緑化をおこなう。



善光寺地区

誘導指針	対応例（チェックポイント）
① 建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。	□前面道路に対し、1階の壁面、軒先の位置の連続性を確保する。 □前面道路に対し、塀等で敷地を区分する場合は、隣接する家屋の壁面や塀の位置に合わせて塀や生垣を設ける。
② 勾配屋根とするとともに、街並みの連続性に配慮する。	□隣接する建築物や連続する街並みに合わせた勾配屋根とする。 □下時枝今津停車場線や芝原善光寺参道に対する平入り屋根とする。
③ 地域の伝統的な工法を用いる。	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いる。 □木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、形態・意匠的な配慮をおこなう。
④ 地域性のある素材の活用に努める。	□前面道路に直接面する場合は、1階部分に位置する玄関などの開口部は、地域の伝統的様式・素材、または、それを模した建具等を用いる。 □外壁は白漆喰か、それを模した素材を用いるよう努める。



景観形成基準 ■ 色彩

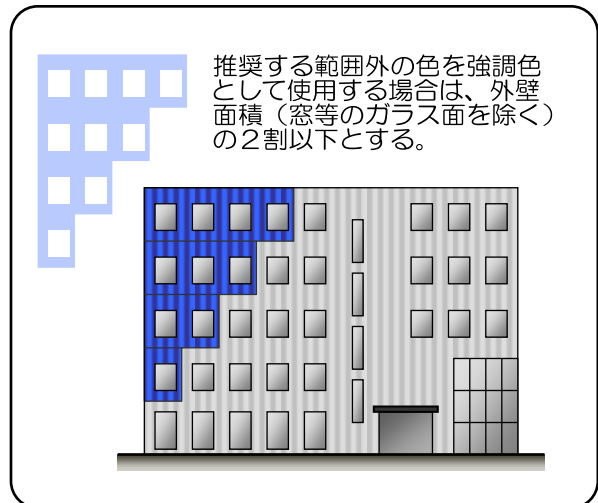
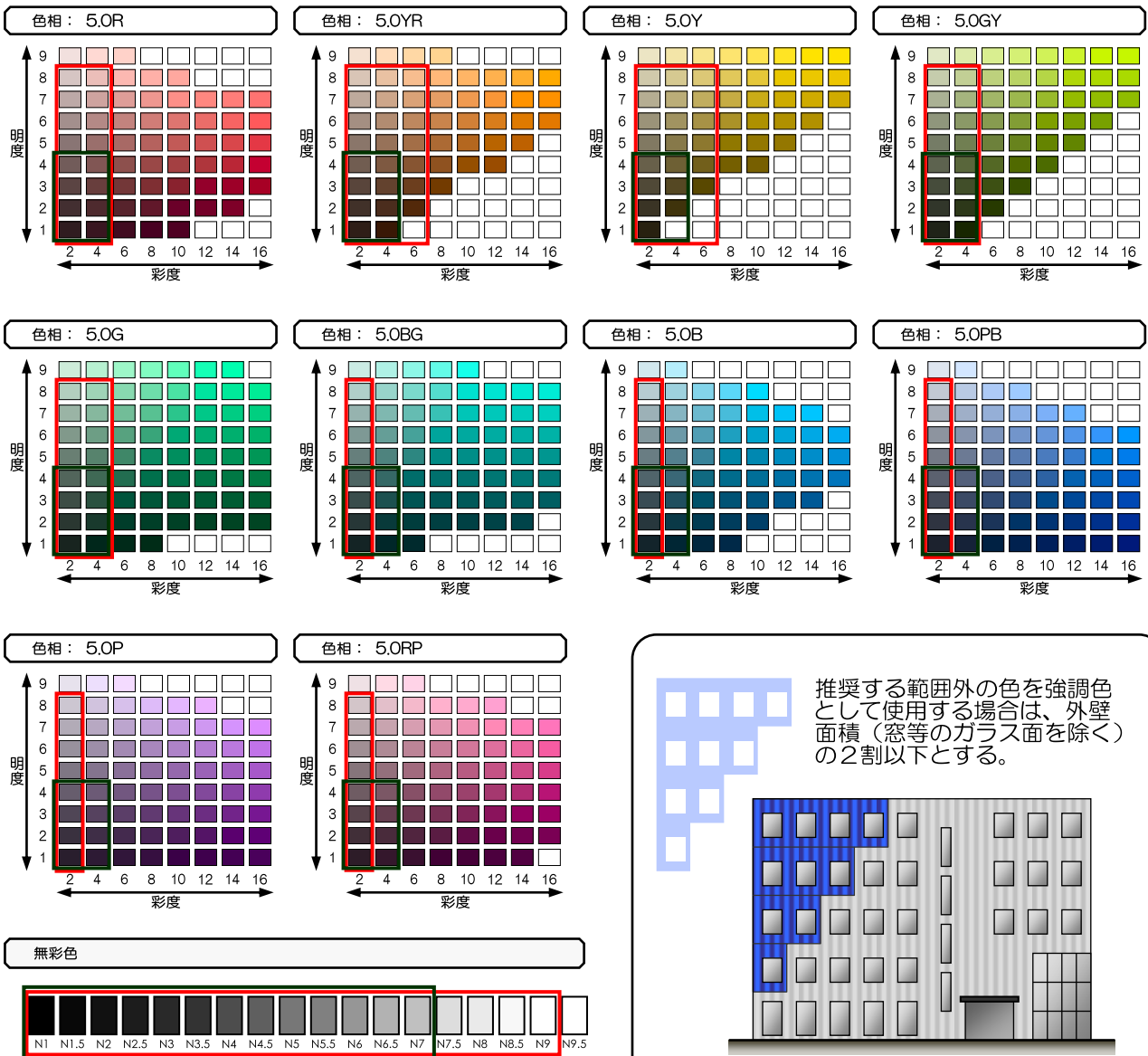
宇佐市景観計画の策定にあたり、第一期の景観形成重点地区として指定した5地区では、歴史的・伝統的街並みの保全に配慮して、建築物、工作物の外壁・屋根などの大きな面積を占める基調色について、以下の色彩誘導表に示す色彩を奨励します。特に、届出対象行為については、この誘導表が適合審査の判断基準となります。

また、この範囲外の色彩を外壁の強調色（アクセントカラー）として用いる場合は、外壁面積（窓等のガラス面を除く）の2割以下とするよう努めてください。

表 色彩誘導表

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	無彩色	
		2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	
外壁	明度	1~8											N1 ~N9
	彩度	4以下	6以下		4以下		2以下						
屋根	明度	4以下											N1 ~N7
	彩度	4以下											

□ : 外壁 □ : 屋根



【開発行為または土地の開墾その他の土地の形質の変更】

項目	
土石の採取又は鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画形質の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における土石、廃棄物等の物件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。

景観形成基準■開発行為等

